



# 島根県報

平成23年3月11日（金）

号外第30号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

島根県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（    "    ）	5

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第10号）

## 1 規則の概要

## (1) 島根県情報公開条例施行規則の一部改正

ア 電磁的記録である公文書の公開方法を改めることとした。（第6条・別表関係）

イ 公文書の公開を請求できるものに係る制限の撤廃に伴う公文書公開請求書の様式の整備（様式第1号関係）

ウ その他規定の整備

## (2) 島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正

島根県公文書等の管理に関する条例の施行に伴う規定の整備

## 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

## 1 規則の概要

(1) 個人情報記録された公文書が電磁的記録である場合の開示の方法を改めることとした。（第8条・別表関係）

(2) その他規定及び様式の整備

## 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第10号**

島根県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県情報公開条例施行規則の一部改正)

**第1条** 島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 次に掲げる方法

ア 専用機器により再生したものの聴取又は視聴

イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

第6条第1項第2号を削り、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、「（公開を受ける者の閲覧又は視聴（以下「閲覧等」という。）の用に供するために備え付けられているものに限る。）」を削り、「閲覧等又は磁気ディスク等」を「閲覧又は電磁的記録媒体」に改める。

第7条第1項中「又は申出」を削る。

第8条第1項中「閲覧等」を「閲覧、聴取又は視聴（次項において「閲覧等」という。）」に改める。

第9条の見出しを「（不服申立て）」に改める。

別表を次のように改める。

**別表**（第7条関係）

公文書の種類		写しの種類	費用の額		
文書又は 図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒	10円	
			カラー	50円 (1枚当たりA3判まで)	
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額		
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額		
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機により複写したもの	白黒	10円	
			カラー	50円 (1枚当たりA3判まで)	
		電磁的記録媒体に 複写したもの	録音カセットテープ(120分) に複写したもの	1巻	170円
			ビデオカセットテープ(VHS方式120分) に複写したもの	1巻	220円
	光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚	130円		

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所 (法人その他の団体にあつては、所在地)

(〒 - )

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

電話番号 ( ) - 担当者

島根県情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

<p>公文書の件名又は内容</p> <p>〔公文書を特定するために、具体的に記入してください。〕</p>	
<p>公 開 の 方 法</p> <p>(希望する番号を○で囲んでください。)</p>	<p>1 公文書の閲覧、聴取又は視聴</p> <p>2 公文書の写しの交付 (送付の希望 有・無 )</p> <p>3 公文書の閲覧、聴取又は視聴及び写しの交付</p>

(島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（平成13年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「、図画、又は写真」を「又は図画」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に到達した島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第6条第1項の規定による公開の請求又は島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平成23年島根県条例第4号）による改正前の島根県情報公開条例第19条の規定による公開の申出に係る公文書（電磁的記録に限る。）の公開の方法及び写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第11号**

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第3号」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 次に掲げる方法

ア 専用機器により再生したものの聴取又は視聴

イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

第8条第1項第2号を削り、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、「（開示を受ける者の閲覧又は視聴（以下「閲覧等」という。）の用に供するために備え付けられているものに限る。）」を削り、「閲覧等又は磁気ディスク等」を「閲覧又は電磁的記録媒体」に改める。

第10条第1項中「閲覧等」を「閲覧、聴取又は視聴（次項において「閲覧等」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

**別表（第9条関係）**

公文書の種類		写しの種類	費用の額	
文書又は 図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複製したもの	白黒	10円
			カラー	50円
			(1枚当たりA3判まで)	
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機により複製したもの	白黒	10円
			カラー	50円
			(1枚当たりA3判まで)	
	電磁的記録	録音カセットテープ（120分）	1巻	170円

録媒体に 複写した もの	に複写したもの		
	ビデオカセットテープ（VHS方式120分）に複写したもの	1巻	220円
録媒体に 複写した もの	光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚	130円

様式第1号中

<input type="checkbox"/> 法令等 （法令等の名称：                      ） <input type="checkbox"/> 審査会意見	を	<input type="checkbox"/> 法令等 （法令等の名称：                      ） <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審査会意見	に、
---	---	--	----

「  
 他の実施機関     実施機関以外の県の機関     他の官公庁  
 民間・私人         刊行物等                                       その他（                      ）  
 」を

「  
 他の実施機関     他の官公庁・独立行政法人  
 民間・私人         刊行物等                                       その他（                      ）  
 」に、

「  
 他の実施機関     実施機関以外の県の機関     他の官公庁  
 民間・私人         その他（                      ）  
 」を

「  
 他の実施機関     他の官公庁・独立行政法人  
 民間・私人         その他（                      ）  
 」に改める。

様式第2号中「又は視聴」を「、聴取又は視聴」に、「、視聴」を「、聴取又は視聴」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の日前に到達した島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第12条第1項の規定による開示請求に係る公文書（電磁的記録に限る。）に記録されている個人情報の開示の方法及び写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の島根県個人情報保護条例施行規則様式第1号の規定により作成された個人情報取扱事務登録簿は、この規則による改正後の島根県個人情報保護条例施行規則様式第1号の規定により作成された個人情報取扱事務登録簿とみなす。